

# 会 議 録

- 1 会 議 の 名 称 令和8年第2回選挙管理委員会臨時会
- 2 開 催 年 月 日 令和8年1月26日（月）
- 3 開 始 ・ 終 了 時 刻 午前9時58分～午前10時52分
- 4 開 催 場 所 一関市役所 選挙管理委員会室
- 5 出 席 委 員 氏 名 岩本孝彦委員長  
須藤敏典委員  
佐藤弘子委員  
小山賢一委員
- 6 欠 席 委 員 氏 名 なし
- 7 説 明 者 の 職 氏 名 選挙管理委員会事務局長 後藤 治
- 8 出 席 職 員 職 氏 名 選挙管理委員会事務局主任主査 菅野 孝幸  
選挙管理委員会事務局主任主事 佐藤 翼
- 9 付 議 事 件
  - 議案第2号 選挙人名簿から抹消すべき者について
  - 議案第3号 選挙人名簿に登録すべき者について
  - 議案第4号 選挙人名簿の登録の移替えの延期について
  - 議案第5号 住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至った者の選挙人名簿の登録の抹消について
  - 議案第6号 投票所の指定について
  - 議案第7号 投票所の閉鎖時刻の繰上げについて
  - 議案第8号 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
  - 議案第9号 共通投票所の指定について
  - 議案第10号 共通投票所の開始時刻の繰下げ及び閉鎖時刻の

繰上げについて

- 議案第11号 共通投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
- 議案第12号 共通投票所の投票立会人の選任について
- 議案第13号 期日前投票所の指定について
- 議案第14号 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
- 議案第15号 期日前投票所の投票立会人の選任について
- 議案第16号 在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行うことができる期日前投票所の指定について
- 議案第17号 開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
- 議案第18号 開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時について
- 議案第19号 開票の場所について
- 議案第20号 ポスター掲示場の総数について
- 議案第21号 ポスター掲示場の設置場所について
- 議案第22号 投票記載所の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時について

10 会議の公開又は非公開 公開

11 傍聴人数 0人

委員長 開会

(議案第2号 選挙人名簿から抹消すべき者について)

(議案第3号 選挙人名簿に登録すべき者について)

事務局長 議案の朗読(2件を一括審議)

○ 令和8年1月26日現在において、別冊の者を選挙人名簿から抹消するとともに、令和8年1月26日現在において、別冊の者を新たに選挙人名簿に登録するものです。今回抹消する方は、令和8年1月25日までに死亡した方、男92人、女95人の合計187人、転出後4箇月を経過した方、男51人、女50人の合計101人を合せた男143人、女145人の合計288人を抹消し、新規登録者として、年齢要件に係る方、男100人、女68人の合計168人、住所要件に係る方、男101人、女97人の合計198人を合せた男201人、女165人の合計366人を新たに名簿に登録し、令和8年1月26日現在の名簿登録者数は、男43,874人、女46,476人の合計90,350人となります。

参考といたしまして、選挙人名簿の登録者数に基づき決定し、告示することとされている直接請求に係る法定署名数をそれぞれ記載しております。

また、4ページになりますが、選挙人名簿の登録者数地域別の内訳であります。

また、5ページ、6ページにつきましては、選挙人名簿の登録者数の投票区別の内訳となっております。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第4号 選挙人名簿の登録の移替えの延期について)

事務局長 議案の朗読

○ 公職選挙法におきましては、市町村の区域の他の投票区に住所を移転した場合、選挙人名簿の登録を移し替えなければならないの

ですが、投票区投票所が変わりますので、選挙人名簿の方も、その投票区に移し替えしなければならないという規定がございます。

その移転の事実を知った日が、任期満了による選挙の場合は、その任期満了の60日前から選挙の期日までの間、その他の選挙の場合は、その選挙を行う事由が生じた日から選挙の期日までの間は、その登録の移し替えを延期できるという規定がございます。

今回の令和8年2月執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査については、この登録の移し替えを令和8年1月23日から当該選挙期日まで延期しようとするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第5号 住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至った者の選挙人名簿の登録の抹消について)

事務局長 議案の朗読

○ 住所を有しなくなった以後4か月を経過するに至った者の選挙人名簿の登録の抹消についてでございます。

公職選挙法第28条第1項第2号の規定により、転出後4か月を経過した者は、直ちに選挙人名簿から抹消しなければならないというような規定がございます。

今回、衆議院議員総選挙が執行されるにあたり、1月26日から選挙執行期日である2月8日までの間に一関市内に住所を有しなくなって4か月を経過する日に選挙人名簿から抹消するものでございます。

抹消予定者の一覧は、会議開会前にご確認いただきましたけれども、合計56人の方について抹消しようとするものであります。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第6号 投票所の指定について)

事務局長 議案の朗読

○ 公職選挙法第39条において、投票所については選挙管理委員会が指定した場所に設けるという規定がございます。第51回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につきましては、9ページから11ページに記載の投票所全部で69か所を指定しようとするものがございます。その内訳については、一関地域が9ページから10ページの上段になりますが、24か所あります。それから花泉地域が10、大東地域が11、千厩地域が6、東山地域が4、室根地域が5、川崎地域が3、藤沢地域が6でございます。それぞれの投票所の具体的な投票所名、所在地につきましては一覧のとおりでございますのでお目通しいただきたいと思っております。

なお、昨年執行いたしました一関市議会議員選挙における投票所から変更となった投票所については2か所ございます。

1つ目は10ページになりますが、一関第18投票区、こちらが今回は岩手県南技術研究センターでございますが、前回一関市議会議員選挙のときには一関工業高等専門学校ということで、すぐ近くのところを使わせてもらいましたが、今回は学校の行事ということで使用できないとのことで、今回は県南技術研究センターの方に移動してございます。

それからもう1か所は藤沢地域となりますが、藤沢第1投票区、こちらが藤沢体育館から市役所藤沢支所に変更されてございます。

こちらは、地域の中で検討した結果、藤沢体育館より支所の方が投票所として望ましいかなという判断で今回、藤沢支所に変更しようとするものがございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第7号 投票所の閉鎖時刻の繰上げについて)

事務局長 議案の朗読

○ 投票所の開く時間、それから閉鎖する時間につきましては、公職選挙法第40条第1項におきまして、原則午前7時に開き、午後8時に閉鎖するということが定められております。同項のただし書きにおいて、開く時間においては2時間以内で繰り上げ、閉鎖する時刻については4時間以内で繰り上げることができる旨が定められております。

当市の選挙についてはこれまでも、投票所の閉鎖時刻につきましては繰り上げをしておりまして、今回の選挙については2時間繰り上げて閉鎖時刻を午後8時ではなく午後6時にしようとするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第8号 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、第51回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の各投票所における投票管理者及びその職務代理者を別紙のとおり選任しようとするものでございます。

投票管理者及びその職務代理者につきましては、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会が選任するものというふうにし

れております。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第9号 共通投票所の指定について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、公職選挙法第41条の2におきまして、選挙人の投票の便宜のため必要がある場合は、市町村のどの投票区に属する人でも投票ができる投票所、いわゆる共通投票所を設けることができると規定されております。

今回執行される衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査におきましても、イオンスーパーセンター一関店、千厩ショッピングモールエスパ、こちらの2か所の商業施設に共通投票所を設置しようとするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第10号 共通投票所の開始時刻の繰下げ及び閉鎖時刻繰上げについて)

事務局長 議案の朗読

○ 共通投票所の開始時刻及び閉鎖時刻につきましては、先ほどご説明いたしました投票区の投票所と同じく、開始時刻は2時間以内で繰り上げまたは繰り下げ、閉鎖時刻につきましては4時間以内で繰

り上げることができると規定されてございます。

今回執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における共通投票所につきましても、開始時刻につきましても、1時間繰り下げて午前8時から、閉鎖時刻を2時間繰り上げて午後6時までとしようとするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第11号 共通投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、このたびの衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の共通投票所の投票管理者及びその職務代理者を別紙のとおり選任しようとするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第12号 共通投票所の投票立会人の選任について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、このたびの衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の共通投票所の立会人を別紙に記載のとおり選任しようとするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第13号 期日前投票所の指定について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、このたびの衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票所を指定しようとするものでございます。22ページ中段から下にかけての表でございますが、一関市役所にありますは公示日翌日の1月28日から2月7日までの期間につきましては、午前8時半から午後8時まで開設しようとするものでございます。

次に支所でございますが、花泉、大東、千厩、東山、室根、藤沢の各支所、それから川崎農村環境改善センター、大東コミュニティセンターにおきましては、2月3日から7日まで開設しようとするものでございます。

それからその下、商業施設でございます。イオンスーパーセンター一関店、千厩ショッピングモールエスパiaにつきましては、2月1日から2月7日まで開設しようとするものでございます。

それからその下以降につきましては、特例期日前投票所ということで、これは平成29年3月に投票所の再編、集約を行ったところですけれども、それに伴いまして廃止する投票所から再編後の投票所までの距離が6キロ以上などの要件を満たす投票所を特例的に期日前投票所として開設しているものでございます。

この特例期日前投票所を山目市民センター笹谷分館、それから大東地域の内野生活改善センター、市之通自治交流会館、京津畑交流館山がっこに開設するものでございます。

笹谷分館につきましては2月6日、それから大東地域の三か所につきましては、2月7日に開設しようとするものでございます。

なお、今回開設しないこととしたものとして、移動期日前投票所というのがございます。これにつきましては、平成31年3月に投票

環境改善実施計画の見直しということを行ったのですが、再編後の投票所までの距離が4キロ以上であった投票所の一部を車、マイクロバスとかワンボックスカーなどで巡回する移動式の期日前投票所を試験的に開設してきているところでございます。

今回の選挙につきましては、解散から投票日までの期日が短く、移動投票所の準備が整わないこと、それから降雪などにより決められた時間に車両が巡回できない懸念などがあることから、移動期日前投票所は開設しないこととしたものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第14号 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、このたびの衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票所における投票管理者及びその職務代理者を別紙のとおり選任しようとするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第15号 期日前投票所の投票立会人の選任について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、このたびの衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民

審査の期日前投票所における投票立会人を別紙のとおり選任しようとするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第16号 在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行うことができる期日前投票所の指定について)

事務局長 議案の朗読

○ 在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行うことができる期日前投票所の指定についてでございます。

まず在外投票について説明させていただきますが、こちらにつきましては、海外に住んでいる方が、外国にしながら国政選挙を投票すること、これを在外投票といいます。

この在外投票を行うためには、在外選挙人名簿という選挙人名簿に登録されていることが必要となります。

この在外選挙人名簿に登録された方は、国内の期日前投票所での投票も可能となっていることから、今回の選挙における在外選挙人名簿登録者が行うことができる期日前投票所について、市役所の本庁を指定しようとするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第17号 開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について)

事務局長 議案の朗読

- 開票管理者につきましては、公職選挙法の規定で当該選挙の選挙権を有する者の中から選任することとされております。このたびの衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者につきましては、市の総務部長である菅原哲紀、それから開票管理者の職務を代理すべき者につきましては、同じく市のまちづくり推進課長であり、前の選挙管理委員会事務局長補佐である鈴木勝憲をそれぞれ選任しようとするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第18号 開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時について)

事務局長 議案の朗読

- 開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時についてであります。開票立会人につきましては、それぞれの候補者等が選挙人名簿登録者の中から1人を届け出ることができることとなっておりますが、その届出のあった者が10人を超える場合や、同一政党に属する者が3人以上いる場合、市町村の選挙管理委員会がその立会人となるべき者をくじで定めるということが規定されております。このたびの衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人のくじの場所及び日時を定めようとするものでございます。

場所につきましては、開票立会人の届出期限が選挙期日の3日前というふうにされてございますので、2月8日の3日前であります、2月5日にくじを行うこととするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

佐藤委員 人数は、同一政党が3人以上いなければ最大で10人までOKというこ

とでよろしいですか。

事務局長 国政選挙の場合はいくじを行うということは10人を超えるようなことはほぼないのですが、市議会議員選挙になりますと、候補者がそれなりにいるため、定数以上となりますと、届け出される方というのがやはり10人以上ということになることもあります。今回は多分くじを行うことにはならないのかなというように思っていますがよろしいでしょうか。

佐藤委員 よろしいです。

委員長 原案のとおり可決

(議案第19号 開票の場所について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、このたびの衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票会場について、これまでの選挙と同じく、一関市狐禅寺にあります一関市総合体育館において行おうとするものでございます。

なお、開票の時間につきましては、資料にも記載してございますが、午後8時5分、これもこれまでの通常の国政選挙の場合は、その時間から行っておりますけれども同様の時間を予定しているところでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第20号 ポスター掲示場の総数について)

事務局長 議案の朗読

○ 公職選挙法第144条の2におきまして、市町村の選挙管理委員会は、ポスター掲示場を設けなければならないと規定されております。

ポスター掲示場の総数につきましては、第2項におきまして、政令の基準に基づいて定めることとされておまして、その政令の基準により算定した数から都道府県の選挙管理委員会との協議を経て総数を減じることができるとの規定がございます。

今回施行されます衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場の総数につきましては、昨年執行いたしました市長選挙及び市議会議員選挙と同数の437か所にしようとするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第21号 ポスター掲示場の設置場所について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、ポスター掲示場の具体的な設置場所について別紙のとおり定めようとするものでございます。

なお、ポスター掲示場の設置場所につきましては、昨年執行いたしました市長選挙及び市議会議員選挙から変更となった場所はございません。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第22号 投票記載所の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時について)

事務局長

議案の朗読

- 衆議院議員総選挙におきましては、小選挙区選出議員選挙は候補者の氏名、それから比例代表選出議員選挙については、衆議院名簿届出政党等の名称または略称を投票所内に記載することとなっております。この掲載の順序につきましては、比例代表については都道府県の選挙管理委員会がくじで定めることとなっておりますけれども、小選挙区につきましては、各市町村の選挙管理委員会がくじで定めることとなっております。

このことから、今回執行されます衆議院総選挙一関市開票区における候補者の氏名等掲示のくじについて、場所については選挙管理委員会室、日時につきましては、1月27日、これは衆議院総選挙の公示日でございますけれども、届出が終了した午後5時以降ということで、午後5時10分からそのくじを行おうとするものでございます。

委員長

議案に対する質疑

質疑なし

委員長

原案のとおり可決

委員長

閉会